解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月二十三日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十七年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十八日

長崎市深堀町一丁目九二番地四
医療法人秋山外科医院
清算人　秋山　壽男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十八日

長崎県対馬市厳原町日吉三八三番地一
医療法人社団吉田内科医院
清算人　吉田　茂幸

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十八日

札幌市東区北二四条東一丁目一番一二号
北海道自動車厚生年金基金
代表清算人　山崎　市郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十八日

北海道余市郡余市町黒川町一八丁目一〇番地三　余市町黒川第一土地区画整理組合
代表清算人　篠原　了司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年一月十七日開催の理事会及び評議員会の決議により、にかほ市長の認可を受けて、平成二十七年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十八日

秋田県にかほ市象潟町字上狐森九番三三四
学校法人白百合幼稚園
清算人　齋藤　祐子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十二月二十六日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十七年三月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十八日

埼玉県川口市飯塚一丁目一八番一号
医療法人社団美宏会
清算人　澤辺美智子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月三日開催の理事会の決議並びに山口県知事の認可により、平成二十七年三月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十八日

山口県防府市大字植松二〇四番地
医療法人社団康眞会
清算人　増田眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市大字三沢字早稲田二〇三番地、最後の住所青森県三沢市谷地頭四丁目二九八番地六八〇号　被相続人　亡　吉田　矩夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十八日

青森県八戸市大字番町二三番地
相続財産管理人　司法書士　久保　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市御厨町寺ノ尾免二二九番地、最後の住所千葉県東金市福俵三九一番地二福俵ヴィレッジF―二〇二

被相続人　亡　酒井　乙彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十八日

事務所福島県須賀川市塚田一一番地　司ハイツ須賀川A棟一〇一号
相続財産管理人　弁護士　鈴木　裕也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市緑町六丁目七番、最後の住所埼玉県春日部市緑町六丁目七番九―五〇一号

被相続人　亡　浦本　静郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十八日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一一番一号南越谷株竹ビル三階　栄光法律事務所
相続財産管理人　弁護士　澤田　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡多古町南中一七二三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　平山　辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十八日

神奈川県横浜市港北区綱島西五丁目四番三七号　相続財産管理人　彦坂　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区仏向町三四五番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区星川三丁目四番四一号高木荘一―A号

被相続人　亡　高橋　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十八日

横浜市中区太田町一丁目四番地二関内川島ビル七階
相続財産管理人　弁護士　橋本　吉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市豊沢一〇三〇番地、最後の住所山梨県都留市鹿留一六八三番地

被相続人　亡　森山　盛昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十八日

山梨県都留市田野倉五五三番地一
相続財産管理人　司法書士　篠田　貴子

第102期決算公告

平成27年5月15日

名古屋市南区塩屋町二丁目1番地
岡田工業株式会社
取締役社長　鈴木　邦明

貸借対照表の要旨

（平成27年2月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,960,976	流動負債	711,098
固定資産	1,455,946	固定負債	92,147
有形固定資産	502,160	株主資本	3,613,676
投資その他の資産	953,785	資本金	100,000
		資本剰余金	45,965
		資本準備金	45,965
		利益剰余金	3,467,711
		利益準備金	42,000
		その他利益剰余金	3,425,711
		（うち当期純利益）	（115,597）
資産合計	4,416,922	負債・純資産合計	4,416,922